

市川小学校いじめ防止基本方針（概要）

市川三郷町立市川小学校

2018/10/1 改訂

2022/6/10 改訂

「いじめ」は、いじめを受けた子どもの尊厳と学習する権利を著しく傷つけ、心身の健全育成及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その身体や生命さえにも危険を生じさせる恐れがあり、今日の学校や子どもたちの喫緊な課題となっている。

「市川小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）」13条に則り、「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、本校の児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように策定したものである。

I いじめの定義といじめに関する基本的認識

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

※「けんか」や「ふざけ合い」の報告であっても、見えない所でいじめの被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を必ず行うこととする。

○具体的ないじめの態様（例）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 いじめに関する基本的認識

いじめは、どの子どもにも、どの学級でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。

一方、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や登校班等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

II 推進体制

1 「市川小いじめ対策推進委員会」の設置

「いじめ問題」に対して、学校として組織的な取組を推進していくために、「市川小いじめ対策推進委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で、共通理解を図り、協働体制のもとに学校全体で総合的な「いじめ問題」対策を実施する。

2 「市川小いじめ対策推進委員会」の役割

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- (2) いじめの疑いのある情報があったときには緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある児童への聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。
- (3) 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、取組が計画どおりに進んでいるかのチェック、個々のケースへの対応の評価、計画の見直しなど、いじめの防止等の取組について、PDCAサイクルによる検証を行う。
- (4) 第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応することとする。

3 「いじめ対策推進委員会」の開催

「いじめ対策推進委員会」は通常年3回学期末に開催し、情報交換と実態把握をするとともに次学期の取組の方向を検討する。

いじめの疑いのある情報があった場合には、学校長が臨時会議を招集する。

III 未然防止の取組：「いじめのない学校づくり」

「いじめ問題」において最も大切で重要なことは、「いじめのない学校・学級づくり」を進めて、いじめの未然防止に取り組んでいくことであると考えます。本校では、次のようなことを基本に「いじめのない学校・学級づくり」を推進していきたい。

- 1 全教職員及び全校児童の「人権意識」を高める取組を推進していく。
- 2 好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、しっかりとした態度で授業や学級活動や学校活動及び行事に主体的に参加活動できる学校づくりを推進していく。
- 3 正しいことが通る学校を築いていく。

- 4 子どもたちの「居場所づくり」に努めていく。
- 5 保護者家庭の理解を得て連携を推進する。

IV 早期発見の取組

未然防止にしっかり取り組み、「いじめのない学校づくり」を推進していくことが何より大切だが、「いじめ問題」は、「いつ」「どこで」「どんな子にも」起こり得る問題であることを認識しておかなくてはならない。

もし、「いじめ問題」が生じている状況がある場合には、問題が大きくなる前に早期発見していくことが大切である。早期発見が早期解決へとつながることを自覚して取り組んでいく必要がある。早期発見のために、共通理解の基に次のように取り組んでいく。

- 1 日常的に子どもたちと触れ合い、教職員と子どもたちの間に信頼関係を築いていく。
- 2 「いじめ」は、教職員や大人の気づきにくいところで起き、潜在化しやすいことを認識しておく必要がある。教職員は、子どもたちの些細な言動から、小さな変化にも敏感に気づく感性と、いじめの兆候を見逃さず対応できる力量を高めていく。
- 3 定期的なアンケート調査や、教育相談、カウンセリング等の実施により、子どもたちが「いじめを訴えやすい体制」を整え、実態把握に努めていく。
- 4 保護者との信頼関係の構築に努め、保護者の声を感知しやすいようにする。保護者との連携、情報交換を推進していく。
- 5 教職員間の連携や情報交換を推進し、子どもたちの友達関係や課題、生活に関わることを教職員間で共有するようにしていく。

V 「いじめ問題」が起きた場合の対処（いじめに対する措置）

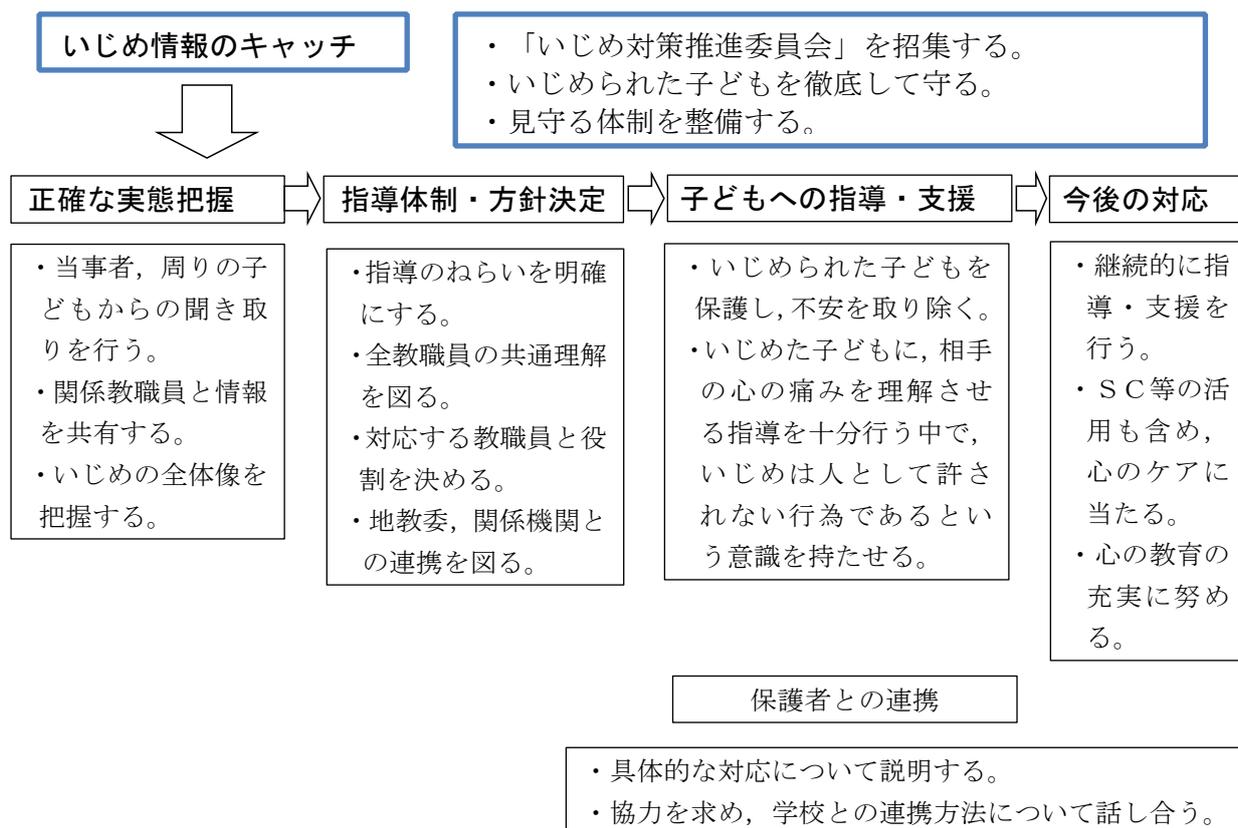
1 基本的な考え方

「いじめ」を発見したり通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まずに、組織的に迅速かつ適切に対応していく。教職員が情報を共有し、学校長の指導の下、「いじめ対策推進委員会」を中心に全職員が一致団結して解決にあたっていく。「いじめを受けた子ども」の人権を守るという視点を第一に取り組むとともに、教育的配慮を行いながら、毅然とした態度で「いじめを行った子ども」の指導にあたる。その際、責任や謝罪を形式的に問うのではなく、当該児童（児童たち）の好ましい人格形成や社会性の向上に主眼を置いて指導する。

全教職員の共通理解と誠意的な取組の下、保護者たちの理解と協力を得ながら、必要に応じて関係機関・専門機関と連携して、対応・解決にあたる。その際、関係する子どもたちばかりでなく全校児童の精神的なケアや集団の安定についても考慮していく。

問題や事態が収束したと思われても、継続して指導観察にあたる。知り得た秘密の確保や当該児童たちのプライバシーの保護にも考慮していく。

2 いじめ対応の基本的な流れ



3 「いじめ」を発見した時や「いじめ」の通報を受けた時の対応

「いじめ」と疑われる言動を発見した時には，その場で速やかにその行為を止め，当該児童や周囲の子どもたちからの聞き取りを中心に状況把握・事態把握に努める。

子どもたちや保護者，あるいは第三者から「いじめられている」「いじめではないのか」という相談や訴え，あるいは通報があった場合には，真摯に傾聴して，早い段階から関わり的確な対応に努めていく。その際，「いじめを受けたと思われる子どもや」「知らせてきた子どもたち」の立場や安全性に配慮していく。

「いじめ」の発見，通報を受けた教職員は，一人で問題を抱え込まずに，学年主任や生徒指導主事等に連絡相談する。その後は，「いじめ対策推進委員会」が中心になって事態の收拾に向けて取り組んでいくようにする。

まず，「いじめ対策推進委員会」の管理職と生徒指導主事及び当該教職員と学年主任が役割分担を決め当該児童たちと保護者たち，及び関係する児童たちから事情を聞き取るなどして「いじめの事実の有無」の確認を行う。事実確認の結果は，学校長が責任を持って当該児童の保護者に連絡するとともに，地教委に報告する。また，必要がある場合には地教委の指導を受け，教育事務所等の関係機関に報告する。



「いじめ」の事実が明確になった場合には、全教職員が情報と問題を共有し、学校長の指導の下「いじめ対策推進委員会」を中心に、状況・事態把握に努め、「いじめ問題」の解決に向けて、迅速かつ的確に取り組んでいく。その際、当該児童たちや関わりのある子どもたちの健全な育成に主眼を置いて取り組んでいく。

いじめを受けた児童に寄り添う支援体制をつくり、当該児童が安心して学習や活動に向かえるよう配慮しながら取り組んでいく。いじめた児童たちには、「いじめは絶対にしてはいけない行為である」ことを自覚させながら組織的に指導にあたり「いじめ」の継続・再発は絶対に許さないように指導していく。

指導に当たっては、当該児童たちのプライバシーの保護にも考慮していく。

○「いじめ」を受けた児童や保護者への対応

いじめを受けた児童には、当該児童が最も信頼できる教職員が、当該児童の自尊感情を大切に心に寄り添いながら事情を聴取する。「当該児童を守り、落ち着いて、安心して生活できるよう取り組んでいくこと」を伝え、当該児童が安心して、落ち着いて学校生活を送れるような環境整備をしていく。必要に応じて、スクールカウンセラーや専門家の指導・協力を得る。

保護者には、事態が発覚した時点で、できるだけ早く接見して、当該児童の家庭での様子や訴え等を聞くようにする。事実関係や状況把握ができれば迅速に事実関係や状況を正確に伝える。指導や取組の方向について伝え理解と協力を得るとともに、以後の対応を適切に行えるよう連携体制を築いていく。

○「いじめ」を行った児童や保護者への対応

いじめを行った児童についても速やかに事情聴取を行い、事実関係を明らかにし状況・事態把握に努める。いじめは人格を傷つけ、生命や身体又は個人の尊厳を傷つける行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させ、強く反省させていく。組織的・継続的な指導を行い、いじめを速やかにやめさせ、再発防止に努めていく。必要に応じて、スクールカウンセラーや専門家の指導・協力を得る。尚、いじめた児童たちの抱えている課題やいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全・心身の健全育成にも配慮して取り組んでいく。

保護者には、事態が発覚した時点で、できるだけ早く接見して、当該児童の家庭での様子や訴え等を聞くようにする。事実関係や状況把握ができれば迅速に事実関係や状況を正確に伝える。指導や取組の方向について伝え理解と協力を得るとともに、以後の対応を適切に行えるよう連携体制を築いていく。必要に応じて保護者への支援もしていく。

○「いじめ」が起きた学級や集団への対応

「いじめ」に直接関わらなくても、いじめを見たり把握したりしていたと思われる子どもたちにも、自分あるいは集団全体の問題として捉えさせ指導していく。同調したりはやしたたり等の行為をした子どもたちには、いじめに荷担している行為であることを理解させていく。また、「いじめ」を感知した時点で、学級担任等に連絡相談するように指導する。学級や関係した集団全体の問題として考えさせ、「いじめ」は、絶対に許される行為ではなく根絶して行かなくてはならないことを再度徹底していく。

「いじめ問題」は、当事者間による謝罪等で終わるものでない。「いじめられた子ども」「いじめた子ども」を始めとし、他の子どもたちも含めた関係の修復を経て、双方の当事

者を含めた周囲の子どもたち全員が、好ましい集団生活を営むことが出来るようになり、解決したと言えるようになる。すべての子どもたちが、集団の一員として、自他を尊重し合い、認め合って生活していくことが出来る集団作りを進めて行く。



「いじめ問題」が解決した場合

- 解決したと思われる場合にも、その後の状況を注視し、継続指導をおこない、すべての子どもたちが「いごち」の良い集団作りをしていく。
- 当該児童双方の事後のケアにつとめていく。必要に応じてカウンセリング等を継続していく。
- 「いじめ対策推進委員会」で継続的に経過観察をし、再発防止につとめる。
- 保護者に対して、判明した事実や状況、学校の取組状況、改善の様子、今後の指導等の情報を適切に提供し、説明責任を果たす。状況や必要に応じて保護者説明会を開催する。
- 地教委・教育事務所等に経過と取り組み等について報告する。

「いじめ問題」が解決しない場合

- 他の子どもたちが、落ち着いて安心して学校生活を送れるよう配慮して取り組みを継続する。
- 当該児童を含む集団の再形成も考慮して取り組んでいく。
- 学校だけで解決ができない場合には、心理や福祉等の専門家、教員経験者、地域の有識者、保護者の代表等の協力を得て解決を図っていく。
学校だけでは対応しきれない重大事案の場合
- 「いじめ」を受けた子どもの心身の安全が脅かされたり、事態が深刻で学校だけでは対応できなかつたりする場合には、地教委の指導の下、子育て支援課、児童相談所、所轄警察署と連絡を取り、連携して解決に取り組んでいく。

※ ネット上のいじめへの対応

ネット上への書き込みについては日頃より情報モラルの指導を行う。情報を得るように心がけていく。ネット上の不適切な書き込みがあった時には、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置をとる。名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合には、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとる。（校長および情報担当）書き込み者が特定できた場合には、速やかに指導を行う。

※インターネットのいじめは、学校・家庭及び地域社会に多大な被害を与えるため対策をしっかりと行う。

※インターネットのいじめは、刑事上の罪及び民事上の損害賠償請求の対象となり、重大な人権侵害に当たることを理解させる。

※インターネット上の不適切なサイトや書き込みの実態把握を行い、対応・対策の周知を図るとともに関係機関との連携を図る。

VI 重大事態への対処 ～学校・保護者・地域が一丸となって子どもを守り抜く～

1 町教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(第 28 条)

(2) 調査を要する重大事態の例（山梨県教育委員会）

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(3) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は町教育委員会を通じて町長へ報告する。

(4) 調査の趣旨及び調査主体

町教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

(5) 調査を行う組織

学校が調査主体となる場合は、「市川小いじめ対策推進委員会」が調査を行う。

町教育委員会が調査主体となる場合は、教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。

(6) 事実関係を明確にするための調査の実施

(7) その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、ときには事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

2 調査結果の提供及び報告

(1) 調査結果を適切に提供する責任

調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、町長に報告する。

VII その他の留意事項

- 1 組織的な指導體制
- 2 校内研修の充実
- 3 学校活動の精選と校務の効率化
- 4 学校評価と教職員評価の活用
- 5 家庭や地域との連携